

基山町不良住宅除去費補助金交付要綱内規

(趣旨)

第1条 この内規は、基山町不良住宅除去費補助金交付要綱第15条に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金の交付を受けることが出来る者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、町長が特に認めた場合はこの限りでない。

- (1) 本町の固定資産台帳に登載されている不良住宅の所有者等であること。
 - (2) 町内の業者により解体を行うこと。
- 2 補助金交付の対象となる不良住宅は、次の各号のすべてに該当するものとする。
- (1) 住宅のみとし家財道具等の処分費は含まない。
 - (2) 物件又は賃借権が設定されていないもの。
 - (3) 別表に基づく測定審査委員が測定した平均点100点以上の評点があり、町長が不良住宅と認めたもの。

(測定審査委員)

第3条 第2条第2項第3号に基づく測定基準の測定審査員は、基山町空家等対策協議会委員のうち次の者をもって充てる。

- (1) 基山町区長会会長
- (2) 基山町社会福祉協議会事務局長
- (3) 基山町建築組合代表
- (4) 基山町内宅地建物取引業代表
- (5) 鳥栖・三養基地区消防事務組合基山分署長

附則

この内規は、平成28年12月 日から施行する。

別 表

「住宅不良度の測定基準（木造住宅等）」（外観目視により判定できる項目）

評定区分		評定項目	評 定 内 容	評 点		最高 得点
1	構造一般 の程度	①基礎	イ 構造耐久力主要な部分である基礎が 玉石であるもの	10	20	45
			ロ 構造耐久力主要な部分である基礎が ないもの	20		
		②外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	25	
2	構造の腐 朽又は破 損の程度	③基礎 土台 柱又 は梁	イ 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が 腐朽し、又は破損しているもの等小修理 を要するもの	25	100	100
			ロ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜 が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損 しているもの、土台又は柱の数箇所に腐 朽又は破損があるもの等大修理を要す るもの	50		
			ハ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破又 は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100		
		④外壁	イ 外壁の仕上げ材料の剥落、腐朽又は破 損により、下地が露出しているもの	15	25	
			ロ 外壁の仕上げ材料の剥落、腐朽又は破 損により、著しく下地の露出しているも の又は壁体を貫通する穴を生じている もの	25		
		⑤屋根	イ 屋根葺材料の一部に剥落又はずれが あり、雨もりのあるもの	15	50	
			ロ 屋根葺材料に著しい剥落があるもの、 軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は 軒のたれ下がったもの	25		
			ハ 屋根が著しく変形したもの	50		
		3	防火上又 は非難上 の構造の 程度	⑥外壁	イ 延焼のおそれのある外壁があるもの	
ロ 延焼のおそれのある外壁の壁数が3以 上あるもの	20					
⑦屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの			10	10	
4	排水設備	⑧雨水	雨樋がないもの	10	10	10

（備考）一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、
当該評定項目についての評点は、該当評点内容に応ずる各評点のうち
最も高い評点とする。ただし、評定区分の最高得点は100点とする。

合計 点